

錦江町中期財政計画

財政規律ガイドライン

錦江町

平成 26 年 4 月

目 次

1	中期財政計画策定の目的	1
2	計画期間等	1
	(1) 計画期間	
	(2) 対象範囲	
	(3) 進捗管理・公表	
3	錦江町の財政状況について	2
	(1) 歳入の状況	
	(2) 歳出の状況	
4	財政規律（基準）	4
	(1) 財政調整基金等繰入額の基準	
	(2) 町債発行の基準	
5	基金の考え方（残高目標額等）	6
	(1) 財政調整基金	
	(2) 減債基金	
	(3) 町有施設整備積立基金	
	(4) 地域振興基金	
	(5) 合併振興基金	
	(6) 中山間ふるさと水と土保全基金	
	(7) 地域福祉基金	
	(8) 荒茶加工場整備積立基金	
6	財政指標目標値（平成 30 年度決算）	8
	(1) 経常収支比率（発行可能額を算入した場合）	
	(2) 実質公債費率	
	(3) 将来負担比率	
7	中期財政見通し（平成 26 年度から平成 30 年度）	11
	(1) 基本的な考え方	
	(2) 推計条件	
	(3) 財政見通し	
	(4) 基金の推移	
	(5) 町債の推移	

1 中期財政計画策定の目的

生産年齢人口の減少や景気の低迷による町税収入が落ち込む一方で、高齢化の進展等により社会保障関係費が増大しています。町財政の弾力性を示す経常収支比率が 85%を超える現在の厳しい財政状況の中で、継続的かつ安定的に住民ニーズに対応した行政サービスの提供など、基礎的自治体としての責務を今後も遂行していくためには、健全な財政運営と財政基盤の確立が不可欠となっています。

そのためには、町財政の現状を正確に認識し、現状分析に基づき中期的な財政収支を見通すことにより歳入と歳出の乖離を測定することで、健全な財政運営等を実現するために必要となる歳出の削減や基金、町債の計画的な活用などの目標を定め、目標達成に向けた不断の取組みが必要となります。

財政の健全性を確保し、今後の財政運営や予算編成の目標・指針とするため中期財政計画を策定します。

2 計画期間等

(1) 計画期間

計画期間は、平成 26 年度から平成 30 年度までの 5 か年とします。また、策定後の状況の変化を反映するため「7 中期財政見通し」については毎年度修正を行い、最終年度の財政指標目標値を設定するものとします。

「4 財政規律（基準）」と「5 基金の考え方（残高目標額等）」については、基本的事項であり、大きな状況の変化がない限り、計画期間中はそのまま引き継ぐものとします。

(2) 対象範囲

基本的には一般会計を対象としますが、負債額など一部においては特別会計や一部事務組合等も含めるものとします。

(3) 進捗管理・公表

財政計画については予算編成において目標・指針とするだけでなく、その結果については、各年度、決算に基づき公表するなど進捗管理を行います。目標を達成できなかった場合には、その原因もあわせて公表することで、計画の実行性を担保するものです。

3 錦江町の財政状況について

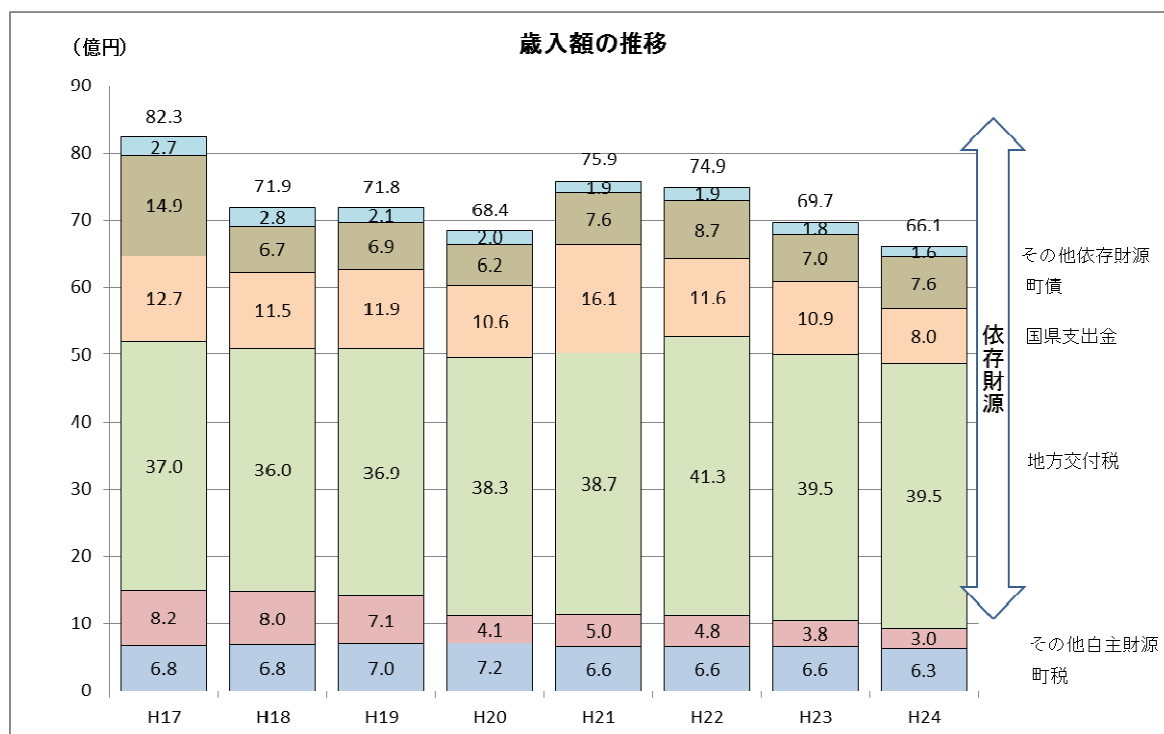
(1) 歳入の状況

町の歳入の根幹である町税収入は、平成 24 年度決算では、6 億 3,268 万 9 千円、対前年度比で 2,860 万 8 千円、4.3%の減となっています。町税の推移をみると、税源移譲のため住民税を 10%とするフラット化による影響で平成 19 年度及び平成 20 年度は増額となりましたが、その後は減少傾向にあり、平成 24 年度は固定資産税の評価見直しなどにより減少しています。

地方交付税は、平成 18 年度の交付額までは、三位一体の改革における地方交付税改革の影響を受け減額となりましたが、その後は基準財政収入額の減少や地域雇用創出推進費などの新たな算出費目の創設により増額となっています。

町債発行額は、平成 17 年度を除くと 9 億円以内で推移しています。このうちの概ね 2～3 億円は、臨時財政対策債です。

このように、町税などの自主財源比率は平成 18 年度の 20.7%から平成 24 年度は 14.1%へと激減し、財源の多くは地方交付税などの依存財源で賄っています。



(2) 歳出の状況

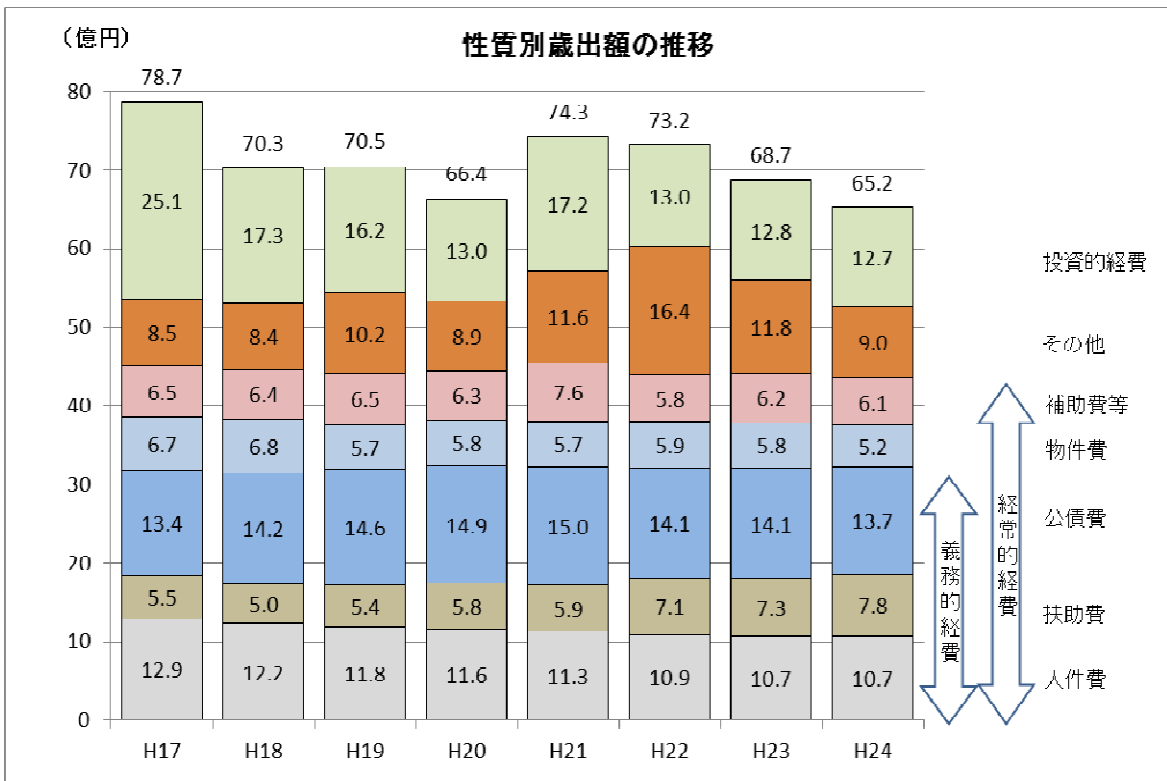
歳出では、義務的経費といわれる人件費、扶助費、公債費が平成 24 年度決算では 32 億 2,439 万 9 千円となり、平成 18 年度と比較すると 7,771 万 4 千円、2.5%増加しています。

増加の要因は、子ども手当、障害サービス費、高齢者福祉費などにより扶助費が 2 億 8,096 万 5 千円、55.8%増加しています。なお、借入れた町債の元利償還金の合計額である公債費は、平成 21 年度をピークに減少しています。

投資的経費は、その支出の効果が資本形成に向けられ、施設等がストックとして将来に残るものに支出される経費をいいます。大規模事業の実施等により増減を繰り返して推移していますが、平成 22 年度からは 13 億円以内で推移しています。

物件費は、消費的な性質をもつ経費ですが、平成 19 年度以降はほぼ同じような額で推移しています。

補助費等も、国県支出金の増減に連動して年度間で差異はありますが、ほぼ同程度で推移しています。



4 財政規律（基準）

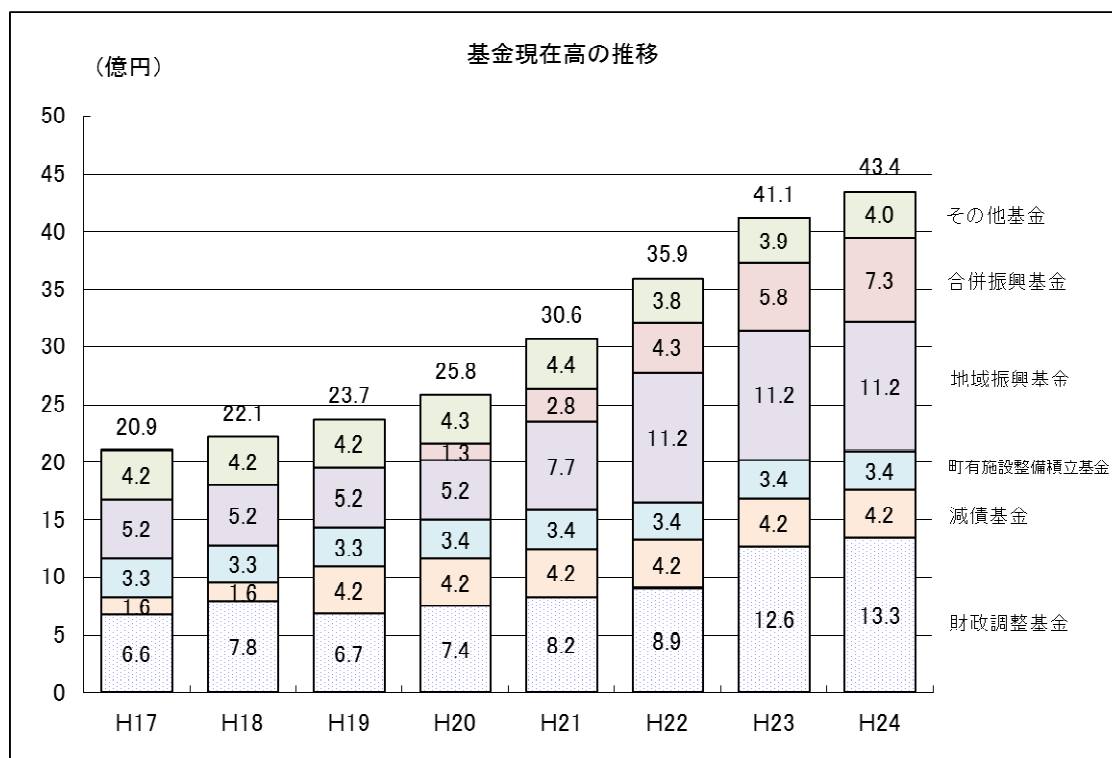
規律ある財政運営を行うために守るべき財政規律（基準）として、次の2点を設定します。

(1) 財政調整基金等繰入額の基準

今後は、橋梁や公営住宅等の長寿命化のための補修工事などインフラの維持補修費が増大することが予想されます。一方、歳入は地方交付税の合併算定替終了に伴い減額となり、財源不足が生じる可能性があります。

不足する財源は、基金等の繰り入れによって賄うこととなりますが、将来の不測の事態に備えて一定の基金残高は確保しておかなければなりません。

やむを得ない行政需要により財政調整基金等から不足財源を繰り入れる場合の限度額は、1会計年度につき3億円以内とするよう努めます。



※基金残高には定額運用基金を除く

(2) 町債発行額の基準

後年度の公債負担の抑制を図るため、一般会計における町債の発行額に以下の基準を設けます。

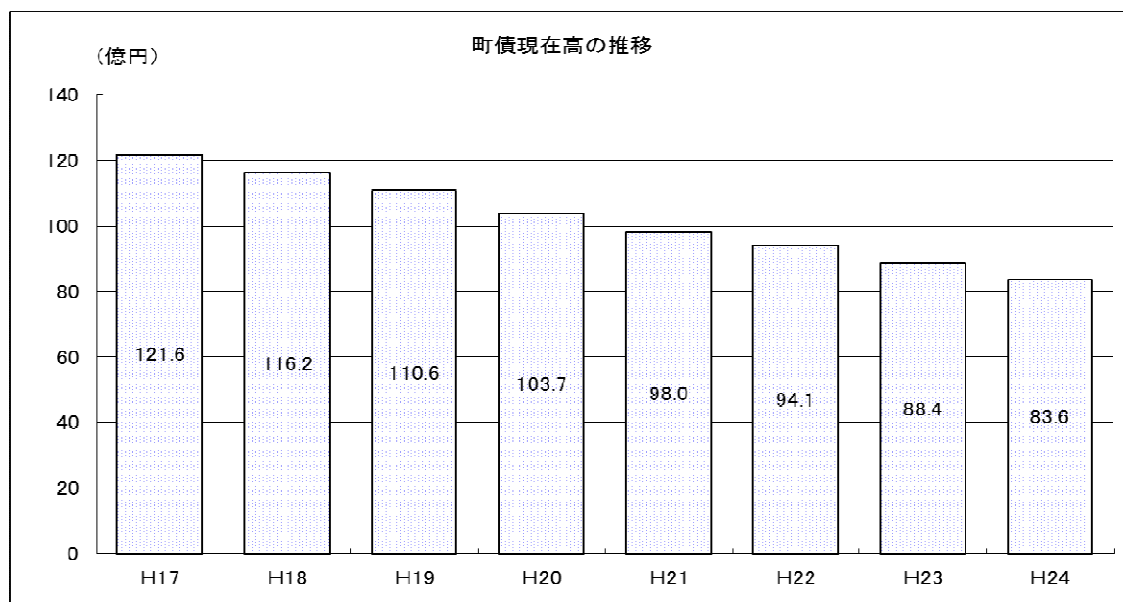
【事業債発行額の基準】

各年度における事業債の発行額は、当該年度の実業債元金償還額以内に努めます。事業債としてのプライマリーバランスを保つことで、事業債残高の減少に努め、公債費負担の軽減を図ります。

【臨時財政対策債発行額の基準】

臨時財政対策債の発行可能額は、普通交付税の算定過程において、各年度、自治体ごとに決定します。そして、臨時財政対策債の償還金は全額、後年度の基準財政需要額に算入されますが、算入方法は発行可能額を基準に理論値（国において決定）により算入されるため、発行を抑制することができれば、その分、後年度負担が軽減されます。

臨時財政対策債の発行可能額は、地方交付税となる国税5税（所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税）の状況等に影響を受けて増減します。財政見通しでは、平成27年度からは臨時財政対策債が全額、地方交付税に組み入れられる前提で推計を行いました、できるだけ発行しないよう努めることとします。



5 基金の考え方（残高目標額等）

各基金は条例により設置しています。それぞれの基金の役割を踏まえ、基金ごとの考え方を、次のとおりとします。

（1）財政調整基金

年度間の財源不足を調整する財政調整基金の平成 24 年度末残高は 13 億 2,262 万 2 千円で、町民一人あたりでは約 14 万 7 千円となり、類似団体の平成 23 年度決算と比較すると約 1 万 1 千円程度少ない状態です。今後、財源不足が予想されることから取り崩さなければなりません、標準財政規模の 20%（平成 24 年度決算では 9 億 4,000 万円）を目標として管理するものとします。

（2）減債基金

町債の償還財源を確保し、将来にわたる町財政の健全な運営に資するための減債基金の平成 24 年度末残高は 4 億 1,903 万 5 千円ですが、公債費のピークはすでに過ぎ、今後は減少傾向が予測されることから、新たな積み立ては行わず、現状を維持するものとします。（減債基金の運用益は減債基金に積み立てます。）

（3）町有施設整備積立基金

大規模な町有施設の整備に係る資金に充てるための町有施設整備基金の平成 24 年度末残高は 3 億 3,782 万 5 千円です。公共施設の建て替え財源の多くを町債に頼ると、後年度の公債負担の増大につながります。

なお、施設の老朽化により、今後は維持補修費の増大が予想されます。施設の修繕等にも充てられるよう条例を改正し、毎年度、行政コスト計算書（普通会計）の減価償却費の 10%程度（平成 24 年度決算では 1 億 2,000 万円）の残高を維持するよう努めます。

（4）地域振興基金

町の均衡ある発展を図り、地域の振興を推進するための事業に充てるための地域振興基金の平成 24 年度末残高は 11 億 2,160 万 1 千円です。平成 20 年度からは合併振興基金の造成も開始しましたので、新たな積み立ては行わず、目的の事業に積極的に充当します。

(5) 合併振興基金

合併に伴う地域の振興及び住民の一体感醸成のために行う事業に充てるための合併振興基金の平成 24 年度末残高は 7 億 3,451 万 6 千円です。毎年度、合併特例債により借り入れた資金を積み立てています。当初の錦江町建設計画書どおり平成 26 年度まで毎年 1 億 5 千万円（合併特例債 1 億 4 千 250 万円、一般財源 750 万円）を積み増して、平成 27 年度以降は新たな積み立ては行わず、目的の事業に充当することとします。（平成 26 年度末残高見込み 約 10 億 3 千万円）

(6) 中山間ふるさと・水と土保全基金

中山間地域における土地改良施設の機能を適正に発揮させるための集落共同活動の強化に対する支援事業に充てるための中山間ふるさと・水と土保全基金の平成 24 年度末残高は 2,000 万円です。条例により基金の額を 2,000 万円としているため、現状を維持することとしますが、目的達成のための大規模事業の財源が必要な場合は、全部又は一部を処分して充当することとします。

(7) 地域福祉基金

高齢者の保健福祉の増進を図る事業に充てるための地域福祉基金の平成 24 年度末残高は 3 億 320 万 8 千円です。条例により基金の額を 3 億 320 万円としているため、現状を維持することとしますが、目的達成のための大規模事業の財源が必要な場合は、全部又は一部を処分して充当することとします。

(8) 荒茶加工場整備積立基金

荒茶加工場の将来にわたる施設及び設備の整備の費用に充てるための荒茶加工場整備積立基金の平成 24 年度末残高は、7,357 万 8 千円です。平成 10 年度に整備した荒茶加工場は、これまでこの基金を財源に設備の更新や建物の改修などを行ってきましたが、今後も予想される設備の更新や建物改修等に備えて、毎年度、収益部分を積み立てることとします。

6 財政指標目標値（平成 30 年度決算）

財政の健全化を目指し、計画期間の最終年度となる平成 30 年度決算における財政指標の目標値として、次の 3 点を設定します。

(1) 経常収支比率（発行可能額を算入した場合）

経常収支比率には、分母である歳入経常一般財源等に減収補てん債特例分及び臨時財政対策債を加えた場合と加えない場合の 2 通りの算出方法があります。臨時財政対策債については、自治体ごとに発行可能額が決められますが、発行可能額以内であれば、財政状況に応じて発行額を独自に決めることができます。ここでは臨時財政対策債については、発行可能額を全額借り入れたものと仮定し、これを分母に加えた数値での目標を設定します。

【分子】

分子となる歳出は扶助費や繰出金の増加が見込まれます。町債の発行抑制による公債費の減少や行財政改革の推進による経費の削減に努め、分子の減少を目指します。

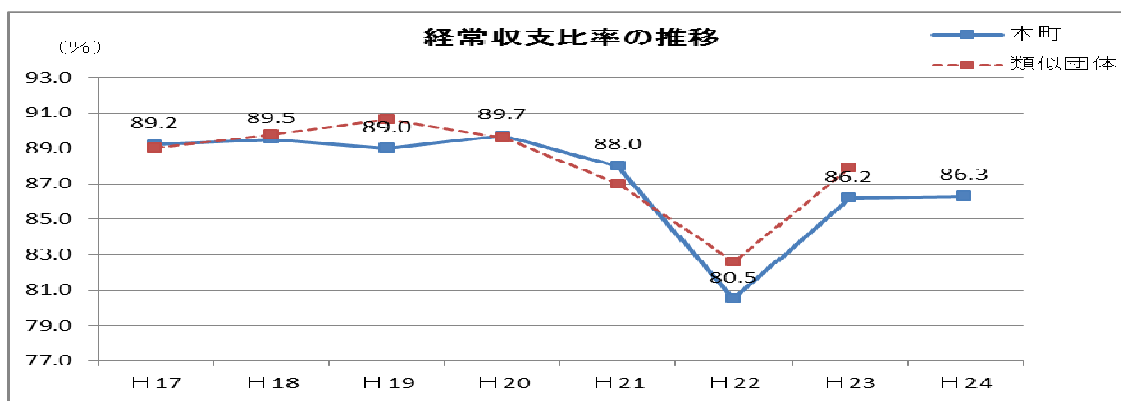
【分母】

分母となる歳入は国の地方財政計画による影響が大きいものですが、町税の徴収強化などにより、町の努力により改善できる面もあることから、分母の増額を目指します。

【経常収支比率】

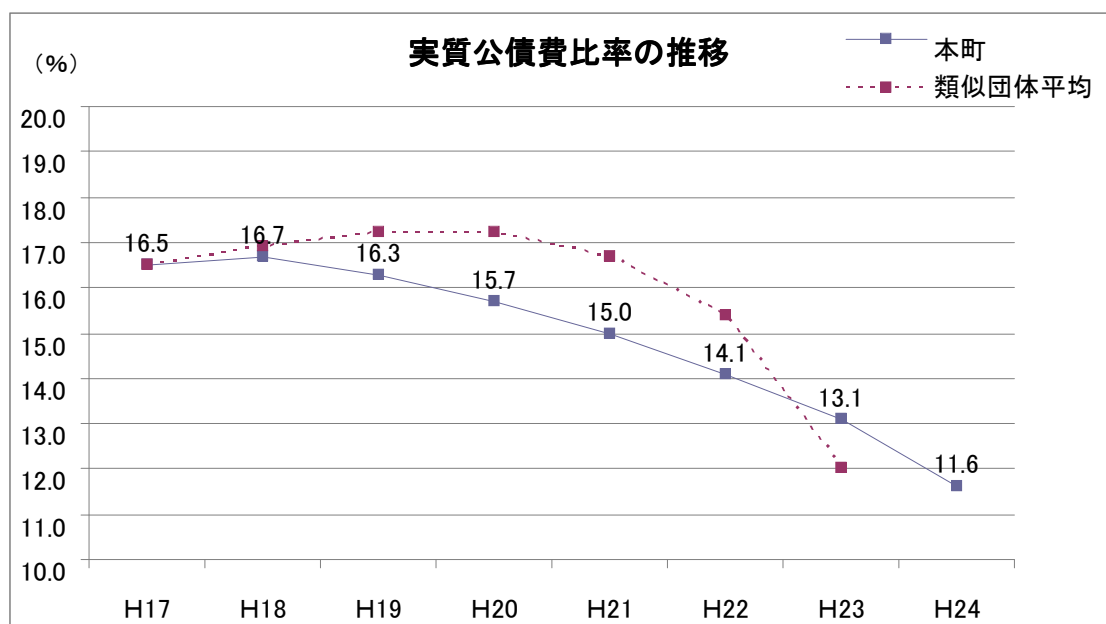
この手法により算出すると平成 24 年度決算では 86.3%で、類似団体の平成 23 年度決算と比較すると 3.0 ポイント上回っています。

数値としては 85.0%以下を目標とします。



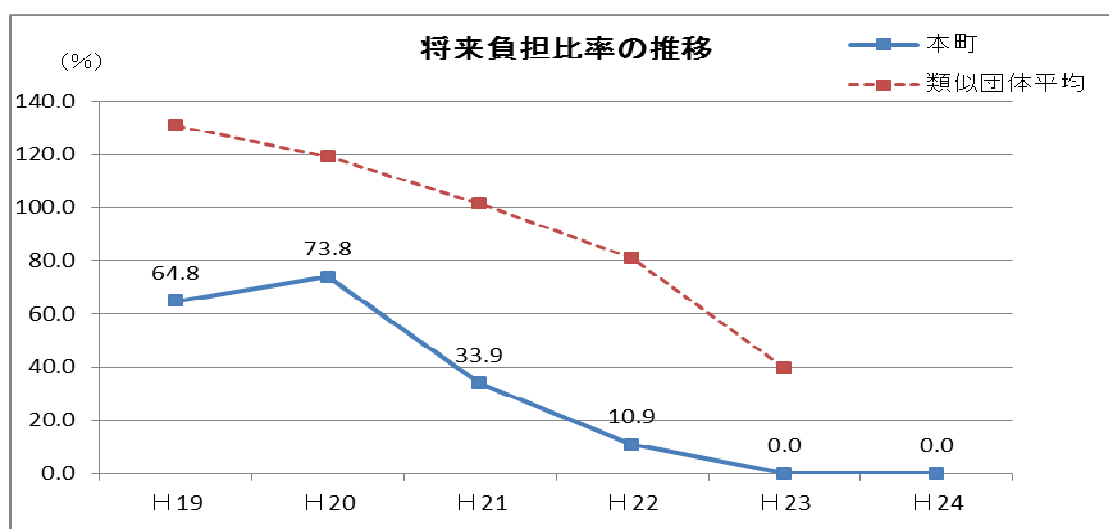
(2) 実質公債費比率

実質公債費比率は平成 24 年度決算では 11.6%で、類似団体の平成 23 年度決算と比較すると 0.6 ポイント下回っています。引き続き公債費の抑制を図り、数値として 10%以下を目標とします。



(3) 将来負担比率

将来負担比率は平成 24 年度決算では数値なしとなっています。類似団体の平成 23 年度決算をみると、約 40%の自治体で数値なしとなっています。引き続き充当可能財源を確保し、現状維持を目標とします。



7 中期財政見通し（平成 26 年度から平成 30 年度）

(1) 基本的な考え方

財政見通しの推計方法については、平成 26 年度一般会計予算額をベースとして、平成 26 年度から平成 30 年度までの計画期間における歳入と歳出を見込んでいます。

(2) 推計条件

①歳 入

項目	推計条件
町税	個人町民税は、平成 26 年度から均等割額の改正による増収分及び高齢化による所得割の減少分を勘案し推計。 法人町民税は、過去 5 年間の実績・試算結果をもとに推計。 固定資産税は、各年度の課税標準額の推計を行い軽減・減免措置を控除し推計。平成 27 年度及び 30 年度が評価替えのため、その減収要因を加味した。 軽自動車税は、原付・軽貨物自動車の減収を加味し推計。 たばこ税は、売上本数の動向を加味して推計。
譲与税・交付金	地方譲与税、交付金については、平成 25 年度当初予算額と同額として推計。 なお、地方消費税交付金については、制度改正による税率等は確定していないため反映させていないが、国調人口減少による交付額の減を見込む。 また、地方特例交付金については、平成 27 年度から見込まない。
地方交付税	平成 27 年度から合併算定替終了に伴う経過措置及び国調人口の減少を加味して推計。 特別交付税は普通交付税移行影響額（平成 26 年度：6%⇒5%、平成 27 年度以降：5%⇒4%）を加味して推計。 臨時財政対策債については、平成 27 年度以降普通交付税に振り替えられるものとして推計。
国県支出金	国庫支出金は、H24～25 の平均額で推計。 県支出金は、過疎計画における特定財源を勘案して推計。平成 28 年度以降については、1%減で推計。

繰入金	特別会計への事務費繰出金の精算分を勘案し、毎年度 3,000 千円で推計。
町債	各年度町債発行基準額の範囲内で、平成 26、27 年度は、過疎計画における適債事業の一般財源を勘案して推計。平成 28 年度以降は、27 年度と同額で推計。 臨時財政対策債は、平成 27 年度以降は普通交付税に振り替えられるものとして推計。
その他	その他については、平成 25 年度予算現計と同額として推計。

②歳 出

人件費	職員数は職員適正化計画に基づき、給与、職員手当等は平成 25 年度当初予算と同額で推計。 その他の人件費については、平成 25 年度当初予算額を基本として推計。
物件費	平成 27 年度以降は、前年度比 3%減で推計。
維持補修費	平成 27 年度以降は前年度比 1%増で推計。
扶助費	平成 27 年度から錦江園が民営化される前提で推計。 平成 27 年度は、前年度比 6%減、以降は前年度比 2%増で推計。
補助費等	平成 27 年度以降は、前年度比 1%減で推計。
公債費	既発行債は償還計画により、新規発行債については、町債ごとに各年度の償還額を試算して推計。 なお、新規発行条件は、借入利率 1.6%、条件等はこれまでの発行条件と同様で推計。
積立金	計上しない。
繰出金	平成 26 年度予算現計と同額で推計。
投資的経費	平成 27 年度以降 10 億円で推計。
その他	短期貸付 8,000 千円を毎年度計上。

(3) 財政見通し

一般会計歳入・歳出の財政見通し（平成26年度から平成30年度） 単位：千円

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
歳 入	6,420,380	5,906,062	5,790,008	5,682,789	5,561,846
個人町民税	176,625	175,742	174,863	173,989	173,119
法人町民税	37,051	36,680	36,313	35,950	35,591
固定資産税	305,027	286,725	286,438	286,152	271,844
軽自動車税	25,848	25,719	25,590	25,462	25,335
たばこ税	82,225	80,087	78,806	78,254	77,941
地方譲与税	67,083	67,083	67,083	67,083	67,083
利子割交付金	981	981	981	981	981
配当割交付金	152	152	152	152	152
株式等譲渡所得割交付金	1	1	1	1	1
地方消費税交付金	80,443	80,443	72,399	72,399	72,399
自動車取得税交付金	6,273	6,273	6,273	6,273	6,273
地方特例交付金	896	0	0	0	0
地方交付税	3,587,445	3,537,445	3,437,445	3,337,445	3,237,445
交通安全対策特別交付金	1,400	1,200	1,200	1,200	1,200
分担金及び負担金	53,787	53,787	53,787	53,787	53,787
使用料	81,888	81,888	81,888	81,888	81,888
手数料	6,004	6,004	6,004	6,004	6,004
国庫支出金	456,819	456,819	456,819	456,819	456,819
県支出金	471,940	506,655	501,588	496,572	491,606
財産収入	13,613	13,613	13,613	13,613	13,613
寄附金	6	0	0	0	0
繰入金	39,008	3,000	3,000	3,000	3,000
繰越金	20,000	0	0	0	0
諸収入	35,765	35,765	35,765	35,765	35,765
町債	870,100	450,000	450,000	450,000	450,000
歳 出	6,717,605	6,146,019	6,021,605	5,903,962	5,777,649
人件費	1,088,849	1,088,849	1,042,499	1,037,189	1,017,769
物件費	686,663	666,063	648,081	628,638	609,778
維持補修費	127,099	128,369	129,652	130,948	132,257
扶助費	881,161	831,161	847,784	864,739	882,033
補助費等	828,455	820,170	811,968	803,848	795,809
公債費	1,256,700	1,224,208	1,154,422	1,051,401	952,804
積立金	159,324	0	0	0	0
繰出金	379,199	379,199	379,199	379,199	379,199
その他	28,151	8,000	8,000	8,000	8,000
投資的経費	1,282,004	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
歳入歳出差引	△ 297,225	△ 239,957	△ 231,597	△ 221,173	△ 215,803

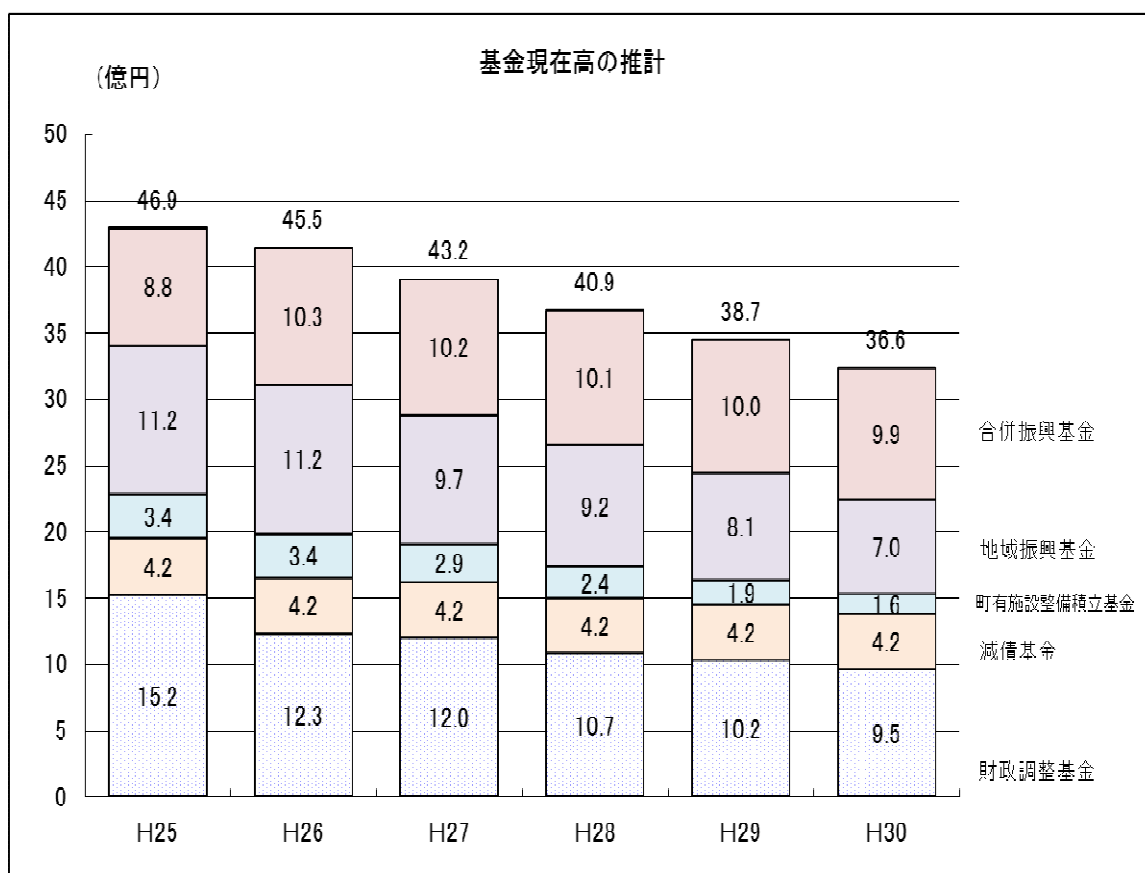
平成26年度から収支不足となり、5年間の累計では約12億575万円の収支不足が見込まれます。この収支不足を解消するためには、経費削減や収入の強化、財政調整基金などの活用が必要です。

(4) 基金の推移

(単位:千円)

区分	平成25年度 決算見込	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
財政調整基金	1,522,622	1,225,397	1,195,440	1,073,843	1,023,843	953,843
減債基金	419,035	419,035	419,035	419,035	419,035	419,035
町有施設整備積立基金	337,825	337,825	287,825	237,825	187,825	157,825
地域振興基金	1,121,601	1,121,601	971,601	921,601	810,428	704,625
合併振興基金	884,516	1,034,516	1,024,516	1,014,516	1,004,516	994,516
中山間ふるさと水と土保全基金	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
地域福祉基金	303,208	303,208	303,208	303,208	303,208	303,208
荒茶加工場整備積立基金	83,678	88,678	93,678	98,678	103,678	108,678
合計	4,692,485	4,550,260	4,315,303	4,088,706	3,872,533	3,661,730

※基金残高は各年度末現在



基金の積み立てについては、その他基金（荒茶加工場整備積立基金）に毎年度 5,000 千円の積み立てを見込んでいます。

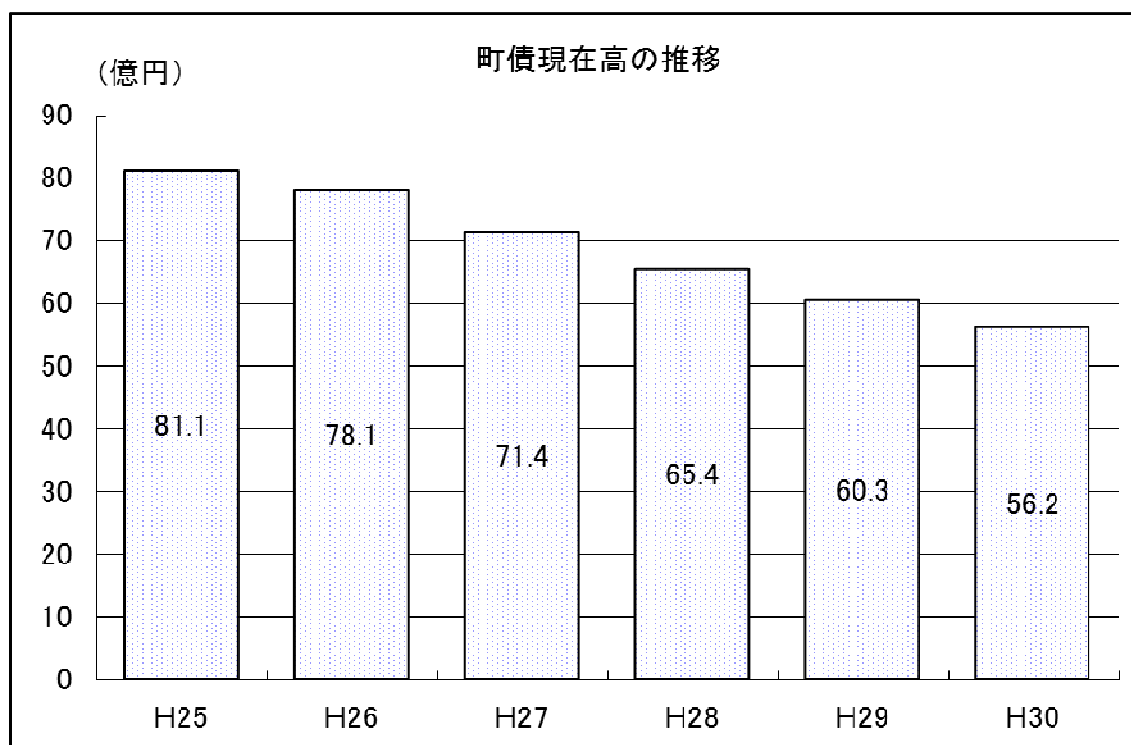
基金の取り崩しについては、平成 26 年度以降に見込まれる収支不足額を財政調整基金・町有施設整備積立基金・地域振興基金及び合併振興基金から取り崩す見込みです。

なお、毎年度基金の運用から生じる利子などは計上していません。

(5) 町債の推移

(単位:千円)

区分	平成25年度末 決算見込	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
一般公共事業債	291,830	245,273	195,914	159,165	130,605	105,738
災害復旧事業債	42,911	27,245	12,326	3,004	1,233	442
教育・福祉施設等整備事業債	86,981	74,884	62,347	49,352	35,884	21,924
一般単独事業債	1,741,572	1,660,314	1,351,399	1,086,415	852,356	647,528
辺地対策事業債	289,017	276,919	252,831	230,531	213,651	203,075
過疎対策事業債	2,688,623	2,624,539	2,624,213	2,620,073	2,659,993	2,745,025
国の予算貸付等	152,906	145,126	136,910	128,294	119,272	109,857
財源対策債	101,230	76,518	53,775	33,368	16,993	6,728
減収補てん債	2,580	1,290	0	0	0	0
減税補てん債	56,288	41,796	35,759	29,630	23,408	17,091
臨時税収補てん債	16,875	12,781	8,605	4,345	0	0
臨時財政対策債	2,639,892	2,618,654	2,407,033	2,194,013	1,979,570	1,763,683
県貸付金	1,400	933	467	0	0	0
合計	8,112,105	7,806,272	7,141,579	6,538,190	6,032,965	5,621,091



町債の残高は、平成27年度以降4億5,000万円程度の発行を前提にすると、年々減少していきます。

町債の元利償還額（公債費）も平成25年度をピークに減少していきます。

今後の発行についても、後年度に償還金の一部が基準財政需要額に算入されるような有利な起債を中心に発行します。